

令和3年第1回（3月）定例町議会

（第2日 3月3日）

令和3年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年3月3日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第 2 議案第 4 号 令和2年度 防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事変更請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第 5 号 令和2年度 道路メンテナンス国庫補助事業 築地橋長寿命化対策工事変更請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 6 号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 7 号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 8 号 西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 9 号 西伊豆町立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第10号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第11号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第10 議案第12号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第13号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第14号 令和3年度西伊豆町一般会計予算について
- 日程第13 議案第15号 令和3年度 西伊豆町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第16号 令和3年度 西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 議案第17号 令和3年度 西伊豆町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第18号 令和3年度 西伊豆町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第19号 令和3年度 西伊豆町温泉事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	堤	豊	君	3番	山本	智之	君
4番	芹澤	孝	君	5番	高橋	敬治	君
7番	山田	厚司	君	8番	西島	繁樹	君
9番	堤	和夫	君	10番	山本	榮	君
11番	増山	勇	君				

欠席議員（1名）

6番 加藤 勇 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野	淨	晋	君	副町長	椿	隆	史	君
教育長	鈴木	秀	輝	君	総務課長	高木	光	一	君
まちづくり課長	長島		司	君	窓口税務課長	渡邊	貴	浩	君
健康福祉課長	白石	洋	巳	君	産業建設課長	松本	正	人	君
防災課長	佐野	浩	正	君	環境課長	鈴木	昇	生	君
会計課長	森		健	君	企業課長	村松	圭	吾	君
教育委員会 事務局 長	真野	隆	弘	君					

職務のため出席した者

議会事務局長 大谷 きよみ 書 記 山本 征 司

開議 午前9時30分

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、9名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

次のページをお願いいたします。

専決第1号。

専決処分書。

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年1月29日。

西伊豆町長 星野浄晋。

2 ページめくってください。

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第11号）

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億7,337万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月29日 専決。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

一般会計の補正予算となりますが、新型コロナウイルス感染拡大に対応したものでございます。2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

まず、歳入です。

18款繰入金、1項繰入金ともに800万円、20億5,549万9,000円。

歳入合計に800万円を追加し、97億7,337万8,000円としたいものでございます。

次に歳出です。

4款衛生費、800万円、6億2,132万5,000円。1項保健衛生費800万円、2億473万1,000円。

歳出合計に800万円を追加し、97億7,337万8,000円としたいものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入ですが、こちらにつきましては、先ほど説明いたしました第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。

次の歳出ですけれども、こちらにつきましても第1表と同様ですけれども、予算額の財源内訳につきましてはご覧のとおりでございます。

4ページをお願いします。

2の歳入ですが、こちらは今回の歳出充当分として、財政調整基金から繰入れるものでございます。

次に3の歳出になります。こちらにつきましては、議会全員協議会でも説明をさせていただいておりますが、まず11節のPCR検査手数料につきましては保健所から新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定されていた方と濃厚接触があった方に対して、町が独自にPCR検査をするための手数料となっております。1回1万5,000円の200回分を計上させていただいております。

次に、13節施設借料につきましては、新型コロナウイルス感染症の家庭内感染や市中内感染を防ぐため、集団感染があった施設従業員のための宿泊施設借上料となっております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 4ページ、11節役務費ですけれどもPCR検査手数料300万円これは、一般の診療所、例えば田子診療所、安良里診療所等のPCR検査手数料は含まれていないのか。それからその下の設備借上料（施設借上料）は、ホテル2ヶ所から借り上げるというふうなことを聞いておるんですが、この500万の使い道はどういうふうにしたのかをお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） まず検査手数料でございますけれども、田子診療所と安良里診療所の手数料ということで質問なんですけれども、それが何を指しているのかちょっとわかりませんので、お答はできません。あくまでも、このPCR検査手数料につきましては、先ほど総務課長が説明させていただいたように、保健所が特定していない、私達がしたほうがいいんじゃないかという判断した者に対して町費を使った中で検査をしているというものでございます。

借上料につきましては、この500万円では足らなくて、また12号補正がかかるかと思います

けども、そちらで全体的な割振りがございますので、この500万円がどこにどうということは、計算上はちょっと申し上げることができないというふうに思います。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長これは専決でやったものじゃないですか。それはわからない、これから出る12号とのあれで、その説明がありましたけど、それはおかしいじゃないですか。専決でやったんでしょ。この500万を。何を考えているんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 内訳を申し上げろということのご質問でございましたので、それは申し上げられないという説明でさせていただいております。この補正、専決補正を取る時に議会の皆様にも全協で説明をさせて頂いたかと思いますが、一部屋につき、1万円掛かるという計算掛けるですね、部屋数、また日数を掛けてこの500万円を割り出したというものでございます。日数につきましては、当初2週間ぐらいを目処にということで考えておりましたし、従業員の方につきましては西伊豆町在住の職員の方が30数名いらっしゃるということでございましたので、それを掛けてこの500万円を算出しております。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私の聞いているのはそんなことじゃないです。あなたが専決した時にどこに、どのホテル、ホテルは2ヶ所というふうなことで聞いていますので、その時にこのホテルはこんかい、このホテルはこんかいということで専決しました。そういうことを聞いておるんです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これも全協で説明をさせていただいたかと思いますが、まだホテルの場所は決まっておりません。ただ、借上げていく上では予算が必要でございますので、このぐらいの金額の専決をさせていただきたい。この費用につきましては、先ほど申し上げましたように、2週間掛ける一部屋1万円掛ける日数と人数を掛けたところで、この500万円を計上したいということで申し上げさせていただいたかと思いますが、その全協の説明の時にも、もしかしたら安い所を使うことによって、町費がたくさん出さなくてもいいというようなことがありましたので、やまびこ荘なども、検討の中に入れておりますということで説明をしたと思います。ですから、この専決をお願いをする全協の時に、ホテルの場所などについては決まっていない状態でこの500万円の専決をしたいという説明をしていたかと思いますが

ら、この専決が成立した時には、ホテルなどは決まっております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） PCR検査ですけど、これは何人やって、まだ金銭的に余裕があるのかということと、それでホテルの借上料というのはまだ続いているのか。500万円で足りなくて言うから、また続いているのか。これはどうなのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） PCRの手数料につきましては、担当課の方で今何人やっているのかが、もしわかれば説明はさせます。ホテルの借上げにつきましては、先日全協でしたかね、もしかしたら収束できるかもというお願いをした数日後にまた出たということで、今現在も続けております。というのはこれを続けないと市中感染、また家族感染が起こる可能性がございますので、これを未然に防ぐために続けております。ただ、その費用につきましては12号補正のほうで対応をさせていただくということで、今回この専決につきましては、そこまで想定した費用を盛っていたというものではございません。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） PCR検査の手数料につきましては、実人数で47名、述べ人数で50名、金額として75万円です、これが2月20日現在となっております。

○議長（山本智之君） よろしいですか。ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 先ほど9番議員のところにも話があったんですけど、1月29日に専決ということで、その時点ではホテルがどこになったということは決まっていなかったということですけど、事実関係として、今現状3月でそれから日にちが経っていて、市中とか町内の住民の方達も、どここのホテルに従業員の方々がそこにいるんじゃないかということは、みんな周知のことであるとは思うんですよ。そのへんのところというのは、教えてもらうわけにはいかないんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それは可能でございますし、12号補正のところではそれは出てくるべきことだろうと思っております。要はこの専決処分をした1月29日現在の状況を私は説明をしておるものでございまして、これから山田議員がおっしゃったことに対する答えを言ったと

しても、この専決処分に対しての議案に関する説明には当たらないということで先ほどから、その専決をした1月29日時点ですね、どういう判断をしてこの予算を盛ったのかという説明をしているまででございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第2、議案第4号 令和2年度 防災・安全交付金事業

（町）田子安良里線法面改修工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第4号 令和2年度 防災・安全交付金事業（町）田子安良里線

法面改修工事変更請負契約の締結について。

令和2年9月3日第3回西伊豆町議会定例会において議決された、令和2年度 防災・安全交付金事業（町）田子安良里法面改修工事について、下記のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的	令和2年度 防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事
2 契約の相手方	賀茂郡西伊豆町仁科331番地の1 有限会社 国本組 代表取締役 国本 正徳
3 契約金額	原契約額 金 5,126万円 変更契約額 金 492万8,000円増 合 計 金 5,618万8,000円

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは議案第4号についてご説明します。1ページおめくりください。議案第4号の説明調書です。

令和2年度 防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事変更請負契約の締結についてです。

1. 全体の工事概要

- ①地山補強工（高強度ネット工・タフネスフェーマー工） A=339平方メートル
- ②モルタル吹付工 A=768平方メートル
- ③落石防止網工 A=1,149平方メートル

2. 今回の主な変更内容

- ・ 地山補強工 A = 321平方メートルから A = 339平方メートル
- ・ モルタル吹付工 A = 752平方メートルから A = 768平方メートル
- ・ 落石防止網工 A = 1,170平方メートルから A = 1,149平方メートル
 (ポケット式支柱設置 N = 9本から N = 11本、土中用アンカー N = 0箇所から N = 11箇所)
- ・ 撤去工 (残土運搬) V = 36立方メートルから V = 142立方メートル
- ・ 支障木伐採 N = 64本 (V = 5.1立方メートル) から N = 72本 (V = 80立方メートル)

3. 工事費内訳書です。

当初、変更後、比較の順で読み上げます。

法面工、1,660万6,323円、1,789万1,806円、128万5,483円の増。

落石雪害防止工、696万600円、733万5,240円、37万4,640円の増。

撤去工、247万720円、311万5,587円、64万4,867円の増。

安全費、87万1,000円、65万円、22万1,000円の減。

直接工事費計、2,690万8,643円、2,899万2,633円、208万3,990円の増。

諸経費、2,013万1,357円、2,257万7,367円、244万6,010円の増。

工事価格計、4,704万円、5,157万円、453万円の増。

消費税相当額、470万4,000円、515万7,000円、45万3,000円の増。

合計、5,174万4,000円、5,672万7,000円、498万3,000円の増。

請負費率が99.065パーセントで落札額、4,660万円、5,108万円、448万円の増。

消費税相当額、466万円、510万8,000円、44万8,000円の増。

契約額、5,126万円、5,618万8,000円、492万8,000円の増としたいものでございます。

1枚おめくりください。

建設工事変更請負契約書案の写しを添付させていただいております。

もう1枚おめくりください。

説明資料図面としまして工事計画の平面図を添付させていただいております。変更の主な理由は施工範囲の増によるもので、その範囲をご説明いたします。平面図の右側安良里側になります。安良里側の方が終点となりますが、当初はNo.2 プラス10.0を終点で計画していましたが、工事を施工するために支障木の伐採を行い、地山状況の確認をしたところ、終点からさらに安良里側約5メートルの範囲で法面の風化が進んでいたため、法面工及び落石防止

網工の施工変異を広げ、No.2 プラス15.0を終点と定め、地山補強工、モルタル吹付工、落石防止網工を施工したいものです。

また、落石防止網工の施工面積ですが、当初起点からNo.1 プラス6.0までが覆式、No.1 プラス6.0から終点までがポケット式落石防止網工で計画していましたが現地精査の結果、No.1 6.0から手前3メートルの区間に山の上部に転石等が見られたため、その区間を覆式からポケット式落石防止網工に変更したいと思います。

それと起点から、No.1 プラス3.0までの覆式の落石防止網工を現地形状に合わせ精査した結果、施工面積が減となり、全体で21平方メートルの減となりました。ただ、ポケット式落石防止網工の支柱の追加、岩盤用アンカーから土中用アンカーへの変更により金額としては、増となりました。

また、土中用アンカーの設置11箇所としたのは、ポケット式落石防止網工の上のアンカーの位置の土質が当初は表層のみ粘性土でその下に安山岩の層があると推測し、岩盤用アンカーを計上していましたが、現地確認を行ったところ、粘性土の層が2メートルほどあったため、岩盤用アンカーから土中用アンカーに変更したいと思います。

平面図上のポケット式落石防止網を引っ張るように設置してあるワイヤー、赤く線で伸びていますそのワイヤーの先に三角の部分があるかと思えますけど、その三角で表現してあるアンカーが土中用アンカーとなります。また、残土運搬料が増となりましたのは、既設の落石防止網を撤去したところ、網の中にこれまでに崩落した土砂が溜まっていた。測量設計を行った令和元年12月から発注までの間に落石防止網の中で崩落が起こったものです。

また支障木の伐採や法面清掃を行ったところ、転石があり、土砂運搬料が増となりました。支障木は設計段階では正確な把握は困難であったため、一平米あたりの量を想定し、本数64本を計上。運搬ボリュームは木の直径を20センチ、長さ2.5メートルで想定し、 $V=5.1$ 立方メートルを計上しましたが、実際の本数確認を行ったところ72本、運搬ボリュームは実際に搬出した量80立方メートルに変更をしたいものです。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この追加工事によって、この完工はどうなるの。工事完了は延びるのか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 工事の完了は3月26日で当初と変わらないことで契約をしたいと考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 細かい説明がありましたので、だいたい理解はできたんですけども、一つだけ支障木の伐採のところ、当初64本で想定しにくいと言っていましたけども、5.1立米、だいたいダンプ1台分ぐらいのものがN72本、8本増えることによって80立米、ものすごく大量に増えていますよね。この木というのは、この範囲の中のどこにあったどんな木なんですか。つまり何を言いたいかというと、設計段階でそんな木は想定できなかったんですか。その点をお答え願います。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） ある程度は想定できましたけど、まず下の場所と言いますと、平面図で言うちょっとオレンジで塗られている所がございますが、その部分と、そこから上の山にかけてのワイヤーなんかのある所ですけど。それで一番最初は、木の直径を20センチぐらいというふうに判断していましたが、実際は平均すると35から40センチほどで1本あたりの木もだいぶ枝葉が多かったもので、その分の想定がちょっとできなかったもので、量が増えてしまいました。下から見ると木の後ろにあった木というのがうまく見えなかったもので、そのへんの推測が甘かったかなと思います。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） いや、今の説明というのは、あまり説得力のある説明じゃないですよ。木というのは表面に出ているものでしょう。地中に入っているものでこんなに太かったとか、こんなにたくさんあったというのならまだしもですね、表面から見えるものに対してこれだけの誤差が出てくる。直径20センチで見たけども、これが35だとか40だなんて、こんなお粗末な設計は今後控えてもらいたい。これだけは注意したいと思いますがけどいかがですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そのへんは、今後設計するにあたりまして、細かく調査を設

計前にしたいかと思えます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今回の変更で、ポケット式、やってみたらポケット式の落石防止網工ですか、そういったものを増やしたということで、これは斜面の急な上のほうのやつの落石にも対応するとう部分が増えてきたというふうに理解するんですけども、もともとこの場所自体ですね、けっこうちょっと雨が多く降ったりすると落石がというふうなことを心配されたというふうなことを聞いていたような気がするんですけども、これによって、今回変更することによって、また更なる変更が加わるとかということの心配はないと考えていいわけですね。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） これ以上の変更はありません。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 工法の説明をしてほしいんですけど、治山補強土工ということで、高強度ネット工とタフネスフォーマー工というような工法の名前があるんですけど、これはどういうふうな工法なんですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 地山補強土工というのが、ここのオレンジ色の箇所になりますけど、地山補強土工はタフネスフォーマー工を施工しまして、地山表面の崩落や剝落を防ぎまして、その上からロックボルトでまたアンカーみたいなのを打って、高強度ネットというもので、地山全体の滑り等を抑える工法でして、そのうちのタフネスフォーマー工というものは、モルタル吹付のように吹付による法面保護です。通常モルタル吹付工は岩盤、岩（ガン）に施工しますが、この上の所は土の部分と安山岩がだいぶ風化した強風化安山岩という岩だったもので、それに効果的な表面保護ができる工法としまして、タフネスフォーマー工というのを行いました。それで植物の種の入ったマットを引きまして、その上から強力な接着剤を吹き付けるような形で固定しまして、その後接着剤の隙間から発芽して植物の根と接着剤によりまして保護をするような工法です。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

1 番、堤豊君。

○1 番（堤 豊君） 説明調書の中の一番、工事費内訳書、今回のこれについては、請負費率が99.065パーセントということでございます。これに対して落札額は、ここに記載のある等々なんですけども、何件申し込みがあって入札方法はどのような方法でやったか。指名入札か、一般入札なのか。そのへんを教えてください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 入札のほうは4件の業者さんによる入札でした。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第4号 令和2年度 防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時14分

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて、再開します。

日程第3、議案第5号 令和2年度 道路メンテナンス国庫補助事業 築地橋長寿命化対策工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第5号 令和2年度 道路メンテナンス国庫補助事業 築地橋長寿命化対策工事変更請負契約の締結について。

令和2年10月12日第4回西伊豆町議会臨時会において議決された、令和2年度 道路メンテナンス国庫補助事業 築地橋長寿命化対策工事について、下記のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的	令和2年度 道路メンテナンス国庫補助事業 築地橋長寿命化対策工事
2 契約の相手方	静岡県伊豆の国市四日町530番地の1 有限会社 サクライ 代表取締役 坂上 春彦
3 契約金額	原契約額 金 8,800万円 変更契約額 金 1,390万4,000円増 合 計 金 1億190万4,000円

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは議案第5号についてご説明いたします。

1 ページおめくりください。議案第5号の説明調書です。

令和2年度 道路メンテナンス国庫補助事業 築地橋長寿命化対策工事変更請負契約の締結についてです。

1. 全体の工事概要

①塗装塗替工	A = 1,099.7平方メートル
②鋼材補修工	n = 1式
③鏡面防水工	A = 302.9平方メートル
④伸縮装置取替工	L = 25.03メートル
⑤橋梁付属物補修工	n = 1式

2. 今回の主な変更内容

・現場塗装工の塗装剥離作業	2回から3回
・橋梁補修工の笠木取付金具交換	0基から29基
・ガードレール支柱当て板補修	0箇所から29箇所

3. 工事費内訳書です。

当初、変更後、比較の順で読み上げます。

舗装工、208万2,000円、226万1,539円、17万9,539円の増。

橋梁付属物工、675万7,001円、737万2,716円、61万5,715円の増。

橋梁補修工、204万9,437円、404万793円、199万1,356円の増。

現場塗装工、3,530万9,234円、4,039万9,989円、509万755円の増。

撤去工、29万2,104円、123万3,509円、94万1,405円の増。

仮設工、338万4,495円、414万5,619円、76万1,124円の増。

安全費、128万7,000円、96万2,000円、32万5,000円の減。

直接工事費計、5,116万1,271円、6,041万6,165円、925万4,894円の増。

諸経費、4,502万8,729円、5,097万3,835円、594万5,106円の増。

工事価格計、9,619万円、1億1,139万円、1,520万円の増。

消費税相当額、961万9,000円、1,113万9,000円、152万円の増。

合計、1億580万9,000円、1億2,252万9,000円、1,672万円の増。

請負費率が83.168パーセントで落札額、8,000万円、9,264万円、1,264万円の増。

消費税相当額、800万円、926万4,000円、126万4,000円の増。

契約額、8,800万円、1億190万4,000円、1,390万4,000円の増としたいものでございま

す。1枚おめくりください。

建設工事変更請負契約書案の写しを添付させていただいております。

もう1枚おめくりください。

説明資料図面としまして、工事計画の平面図を添付させていただいております。図面一番上の側面図をご覧ください。左下に赤い字で塗膜剥離3回とあります。これは高台の塗膜剥離作業を当初は塗膜除去剤を1回で1平方メートルあたり1.07キログラム使用して2回行う設計でしたが、施工業者が剥離テストを行った結果、2回では多くの残存塗膜が残ってしまったため、1回目は除去剤を1平方メートルあたり1.07キログラム、2回目、3回目を1平方メートルあたり0.535キログラム使用し剥離試験を実施したところ、十分な結果が得られたため、剥離作業を3回に変更しました。なお、塗膜除去剤は合計で1平方メートルあたり2.14キログラムで変更なしとなります。

続きまして、図面の右下をご覧ください。上部工断面図というのがありますが、この左側に笠木取付金具交換29基、同図面の右側に支柱当て板補修29箇所とあります。これは左側のガードレールの笠木交換が当初設計に含まれおり、既設笠木を撤去したところ、取付金具が腐食していたので、新たな笠木台を設置することができないことが判明したため、取付金具の交換を行いました。

また、右側のガードレールの塗装作業のため、既設塗装の剥離作業を行っていたところ、付け根部分に穴があいていることが判明したため、あて板を溶接し、補強をしたいものです。その後、変更箇所を、すみません、その他の変更箇所を赤字で記載しております。図面中央の平面図をご覧ください。平面図の中ほどに㊦とあります。その右側にガードレール塗装替えとありますが、当初は上流側の支柱のみ塗替えを計画しておりましたが、全体的に錆が見られたため、今後の維持管理を考慮し、ガードレール、ガードパイプ全体の塗り替えを行いたいものです。

次に、平面図左下の㊧と書かれた横に消石灰入りアスファルト舗装と既設防水シート撤去とあります。これは、当初アスファルト舗装を通常の密粒度アスコンという材料で計上していましたが、橋梁床版の上に施工するアスファルトであることから、より剥離しにくい消石灰入りのアスファルト舗装材に変更しました。

また既設アスファルトの厚みを調べるため、試験堀りをした結果、床版とアスファルト舗装の間に防水シートが施工されていることが反面しました。そのため、その設計を追加します。防水シートの代わりに、今回新たに防水塗装を行います。防水塗装については、当初設計

から計上されています。その上のS Tジョイントですが、当初は伸縮装置取替工はメタルジョイントを計上していましたが、施工実績や耐久性の実績から、S Tジョイントに変更したいものです。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 先ほどの議案第4号も、そして今回の第5号と、そもそも設計はどこでやったんですか。そこだけお聞きします。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 設計は外部委託で設計会社のほうに委託を入札で行なっております。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 今回の築地橋のほうは、株式会社フジヤマさんが行っております。

○議長（山本智之君） よろしいですか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今の増山議員と同じなんですけども、この誰がどんな調査をして、この工事設計したのかというのは、非常に疑問を持つところなんですよ。というのは例えば、1億円を超える設計じゃないですか。この中で、例えば塗装工事だけだって3,500万でしょう。このうち、それだけの工事やるのに剥離してみたら、うまく剥離できないから2回を3回にしたよとか。それから一番お粗末なのは、例えばガードレール。これの塗装を片側の予定だったけども現地行ったら両方やるほうがいいだとか。それから、もう一つ笠木、これの取付け金具が塗装をめくってみたら錆びて穴が開いていただとか。こういうのって非常に設計上お粗末じゃないですか。この設計というのは、どのぐらいの費用を掛けたんですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） こちらのほうは、業務委託は築地橋も含めて全部で6橋分の設計をお願いしました。それで金額が2,094万7,000円ほどになっております。平成30年12月

に完了しております。

○議長（山本智之君） よろしいですか。

ほか、ございますか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今言われた業者というのは、過去にどういう実績があったのか、どういうふうに把握してますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 過去に町の業務委託を複数受注しておりまして、会社の規模的には県下でも、県の受注枠では1、2ぐらいの大きさの会社だと記憶しています。

○議長（山本智之君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時39分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

○総務課長（高木光一君） 先ほどご質問のありました、6橋梁の設計の入札の業者の選定基準でございますけども、平成30年の時なんですけど、設計コンサルタント業務で、これまでの指名及び実績から、東部地区の6社を選定したものでございます。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今のところなんです、剥離、塗膜剥離作業2回から3回。これ一部、ある橋の一部を取って、試験的にそういうことはやらなかったんですか。剥離の状態を。それに町としては、一緒に見ていなかったんですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 剥離の回数2回ということにつきましては、設計会社のほうが、ほかの工事の剥離作業の実績を参考に設計を当初設計を行いました。それとまた、ほか

のメーカーなんかにお問い合わせしたところ、経験的に2回が標準だよということだったので、それで2回というふうに計画をしましたが、実際に業者が今の築地橋の中で、2回塗ってどのくらい落ちるか試験をやったところ、2回だと十分に剥がれないということがわかったもので、じゃあ3回やってみたらどうだというので、もう1回試験をやってみたところ、3回でうまく剥がれたということだったので、3回というふうに決めました。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） それはわかるんですよ。だから、そこに課長か、産業建設課長か課長の部下と一緒にそこに見ましたかという、そういう質問です。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 実際に現場の所に立ち合わなかったですけど、写真で確認をさせていただきました。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 私これを見て、ちょっと一番気にかかったんですけども、この安全費ですか。安全費だけがマイナスの32万5,000円と一番重要なところが削られているんですけども、このへんは安全費の何が削られているわけですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 工事中に交通整理人を置くようになるわけですけども、交通整理人が当初と比べて減になったもので、その部分を減らしました。

○議長（山本智之君） ほかに、ございますか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤孝君） この工事はペイント、塗装工事が主だったんだろうけど、結果やってみたら補修工事に意外と金を食ったということだと思っただけ。じゃあそれなら、この2回と3回の掛かった費用、増えた費用は、いくらなのか。この29基分増えた、補修工事で増えた分はいくらなの。その下のガードレール、これ29箇所、これの費用はいくらなのか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 直接工事費のベースでいきまして、塗装塗替えを2回から3回に変更したので、440万円ほどの増となっております。笠木の取替が全部で87万円ほどです。ガードレールの支柱当て板は13万円ほどになります。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤孝君） この1回塗膜剥離作業が増えただけで440万円増えたってことですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そうです。それと、あと一番最初は塗膜塗替えの面積が1,088平方メートルで計画していましたが、それが精査したところ若干増えて1,100平方メートルになりましたので、面積も若干12平米ほど増えていますので、このような形になりました。

○議長（山本智之君） ほかに、ございますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（山本智之君） これより、本案を採決します。

議案第5号 令和2年度 道路メンテナンス国庫補助事業 築地橋長寿命化対策工事変更の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第4、議案第6号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） 議案第6号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町職員の給与に関する条例（平成17年西伊豆町条例第44号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年4月1日採用予定の管理栄養士に対する適用給料表の規定がないことから、改正するものであります。また栄養士の規定もありませんでしたので、合わせて改正をしたいものでございます。

改正内容につきましては、まず4ページの新旧対照表の改正案の表をご覧いただきたいと思います。こちらの改選後の案になりますが、下線部が追加となりますが、行政給与表の(一)の1級に栄養士と管理栄養士を追加いたしまして、2級と3級に主任栄養士と主任管理栄養士を追加したいものでございます。

では1ページの改正条例本文のほうをご覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 新しく採用されるような説明でしたけども、現在、説明では何名を予定しているのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今現在は1名を予定しております。ただ、4月1日になってみないと、

これは確定をしておりませんが、採用の通知に関しては1名の方にお出しをしているというものでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（山本智之君） これより、本案を採決します。

議案第6号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第5、議案第7号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第7号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町国民健康保険税条例（平成17年西伊豆町条例第54号）の一部を別紙のとおり改正

する。

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） それでは議案第7号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。本件は令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴いまして、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないよう条例の一部を改正するものでございます。

資料を一部お配りさせていただきましたけれども、こちらは今回の改正箇所の軽減判定基準を分かりやすく表にしたものでございます。参考にしてください。

では、改正の概要になります。2点ございまして、まず1点目は、令和3年の1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴う令和3年4月からの国民健康保険税が、令和2年度の水準と同じになるように軽減判定基準の見直しで改正するものでございます。

2点目は、昨年3月の定例議会の時に、賦課方式を4方式から3方式に改正をさせていただいた際に不足の部分につきまして、改正の漏れがございましたので、今回令和2年の4月に遡りまして改正をさせていただきたいというものでございます。

それでは議案書の説明をさせていただきます。3ページをお開きください。

新旧対照表になります。

下線の部分が修正箇所となります。まず3ページから7ページの中段にかけては、すべて第20条の国民健康保険税の減額に関する改正の部分でございます。これがお配りしました資料の表の部分になります。まず3ページから5ページにかけては、この20条の第1項第1号（1）と書かれている部分の改正になりますけれども、ここが7割軽減の判定基準になります。続く5ページと6ページが第2号、こちらが5割軽減の判定基準。続いて6、7ページが第3号で、こちらが2割軽減の判定基準の部分になります。

今回の改正ですけれども、それぞれ3つの判定基準の各下線部、左側の現行の段で言いますと、法第314条の2第2項に規定する金額と書かれている部分、これを改正案のとおり、43万円に改正するものです。そして、もしその世帯内に給与所得者等が2人以上いる場合には、この43万円にその人数から1を引いた数に10万円を掛けた数を加算するというように改正を

するものでございます。

続いてもう1つの改正ですが、7ページの下段からになります。附票と書かれているところから最後の15ページまでに附則の改正にあたります。こちらにつきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備とそれから冒頭申し上げました改正漏れに関する条ずれの修正となりますので、説明の方は省略させていただきます。今回の改正内容は以上です。

続いて資料戻っていただきまして、2ページをご覧ください。

改正条文に係ります附則についてのご説明です。まず施行日ですけど、この条例は令和3年4月1日から施行します。ただし、改正後の第2条の規定は令和2年4月1日に遡って適用といたします。

次に経過措置でございしますが、第1条の改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の、国民健康保険税について適用して令和2年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。最後に本件の改正につきましては、国保の運営協議会に諮問をいたしておりまして、改正は妥当という答申をいただいていることをご報告申し上げます。

以上で国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 課長、この議案第7号の資料のほうですね、改正案後のその米印（※）給与所得者等の数とはとって説明があるんですけども、ここがよくわからないんですよ。世帯内の一定の給与所得者（給与収入55万円以上）及び公的年金等の支給を受ける者（年金収入が65歳以上60万円、65歳以上110万円）の数のことって書いてあるんですけども、これがちょっとよくわからないんですけど、わかるように説明お願いします。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡辺貴浩君） こちらの内容ですけども、いわゆる軽減対象の、まず資料のほうの訂正をさせていただきます。年金収入のその65歳以上が60万、65歳以上が110万とあります。これ最初のほうは65歳以下、未満となります。まずこれ給与収入の方、それから年金におきましては、年齢で区分しております。

いわゆるこの被保険者の数のところ算定の方法なんですけども、給与それから年金も65歳未満それから65歳以上、それぞれ所得の算定の控除額が違います。それに応じてこの年齢、それから給与に分けてあるということでございます。ですので、人数そのものには影響はないんですけども、その所得の算出方法が違いますので、それを分けて記載してあるということでございます。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） そうしますと、年金収入65歳未満は60万円まで、65歳以上は110万円までというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。そのとおりでございます。なお、これは所得税法でもまったく同じ考え方で、いわゆるその収入額から所得を算出するにあたって、基礎となる控除額がございます。これ所得税法のほうで今回このもともとは例えば、給与の方ですと、65万円というのは、所得の算定するにあたる控除になっていたんですね。例えば100万円の給与収入がございますと、もともと65万円を引いて残りの35万円が所得というふうに算出されています。この所得に応じて基礎の軽減判定をするわけですけども、これが今回改正となって今まで65万円だったのが55万円になりました。年金も同じくそれぞれ10万円ずつ下がったことによって、今回この記載をわかりやすくですね、年齢を65歳未満は60万、65歳以上は110万と記載はさせていただいたものでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 先ほど課長の説明の中で、この7号の資料の件については、だいたいよくわかりましたんですけども、改正漏れのあったものも合わせて今回対応するというふうなことでありました。そういったものを含めまして、令和2年の4月1日に遡ってそれを調整すると。若干確認の意味を込めての話なんですけども、改正漏れのあったものの対象者というのは、ほとんどいなかったんだろうなというふうなところと、そのへんのところはいかがだったんでしょうかというところなんですけど、どうでしょうか。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。直接的に対象者の数というのは、正直わからないんですね。ただ昨年のその国保税条例の改正の段階で本来本則をまず改正をさせていただいたわけです。その改正に応じて附則のほうも同じように、本則のほうで条がずれたので、附則も

それに合わせてずらさなければいけなかったんですけど、それが漏れていたということです。対象となると全部の被保険者というふうにはなりませんので、全体でこの今回の国保税条例に関連するいわゆる対象被保険者全体というふうになります。

○議長（山本智之君） ほかに、ございますか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 確認ですけど、9番議員の質問のところで、65歳未満60万円以下、あるいは65歳以上110万円以下というふうに課長は説明したように私聞こえたんですけど、これ以上の間違いじゃないですか。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。すみません。

私のそこは説明の間違いで65歳未満が60万円以上、65歳以上が110万円以上です。

○議長（山本智之君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 先ほど私、堤議員にお答えした内容の部分で年金収入の65歳未満を60万円までというふうにお答えしたということで確認をしました。先ほどの内容を訂正させていただきたいと思います。年金収入の65歳未満は60万円以上、それから65歳以上の方が110万円以上に訂正させていただきたいと思います。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ありますか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 2条のほうで、条ずれだと言うんだけど、これ全部のことが6条、8条から5条、6条、23条を20条にしてるんだけど、この新しく入ってくる条分というのを、簡単に言うと5条、6条と20条はどんなことを書いてあるのか。これ全然説明がないんだけど、わかりません。

○議長（山本智之君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） まず附則の条ずれの件ですけれども、本来指すべきところこの条ずれを今回直すこととなります。例えばですけど、8条を6条にという1箇所例を上げますと、現在8条というのは国保の納期を指しているんです。ただそれですと、本則のほうは納期ではなくて、例えば介護保険の介護納付金の所得割の部分の指しているんですけども、附則のほうもそれに合わせて同じようにそこを指さなければいけないんですけども、附則のほうは納期限のところ、いわゆる8条のところを指しているものですから、それを本則に合わせるように条をずらして本則と附則が同じところの説明になるようにということで、今回改正をさせていただきます。

それと先ほどの提議員のご質問に私、訂正をさせていただいたんですが、確認しましたところ、年金の先ほど60万円のところですけど、これ改正条例の中の60万円を超えるとなっておりますので、厳密に言うと60万円1円からということになります。同じくその110万円のところも110万円を超えるということになりますので、訂正をさせていただきます。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 5条、6条は納期のことについて書いてあると言うんだけど、じゃあ20条。23条が20条になるってことは。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。23を20というところは、国民健康保険税の減額の部分に今回ずらして正しくするということとなります。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（山本智之君） これより、本案を採決します。

議案第7号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第6、議案第8号 西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第8号 西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町立給食センター条例（平成17年西伊豆町条例第82号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘） それでは議案第8号についてご説明いたします。今回の一部改正につきましては、令和3年4月1日付で中学校が統合し、西伊豆町立賀茂中学校が西伊豆町立西伊豆中学校に名称が変更となるため、給食センターの対象学校名を改正したいものでございます。

それでは議案書の2ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は下線部になりますが、西伊豆町立賀茂給食センターの対象学校のうち現行で賀茂中学校となっている部分を、改正案のとおり西伊豆中学校と改正したいものでございます。

それでは、1ページの改正条文にお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行したいものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（山本智之君） これより、本案を採決します。

議案第8号 西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第7、議案第9号 西伊豆町立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第9号 西伊豆町立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町立学校体育施設の開放に関する条例（平成17年西伊豆町条例第92号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当局長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘） それでは議案第9号についてご説明いたします。今回の一部改正につきましては、西伊豆中学校屋外運動場が中学校統合により令和3年4月1日から西伊豆町立学校体育施設から外れるため、開放規定を削除したいものでございます。また、開放期間の表中、土曜日の記載がされておりましたので、改正したいものでございます。

それでは議案書の2ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は下線部となります。第2条第1項では西伊豆中学校屋外運動場の開放規定である別表第2を削除し、第7条第1項では別表3を別表第2に、別表第4を別表第3に繰り上げたいものでございます。

3ページをご覧ください。

別表第1中、土曜日の記載がなかったため、別記1の1の現行で平日となっている部分を、別記1の2の改正案のとおり平日・土曜日に改正したいものでございます。

それでは1ページの改正条文にお戻りいただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行したいものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（山本智之君） これより、本案を採決します。

議案第9号 西伊豆町立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第8、議案第10号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長(星野淨晋君) 議案第10号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町介護保険条例(平成17年西伊豆町条例第108号)の一部を別紙のとおり改正する。
令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本智之君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(白石洋巳) それでは議案第10号についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例。

今回の改正理由は、第8期介護保険事業計画の作成に伴い、令和3年度から3年間の介護サービスの必要見込み料、介護認定者数、被保険者数等を推計し、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を決定します。推計の結果、ここ数年介護認定者数及び保険給付費が減少傾向を続けており、今後団塊の世代がすべて75歳以上に達する令和7年度を見据えた中で、現在の実績値からサービス料を適正な範囲で右肩上がりの推計をしても、この先10年程度今回改正する保険料額で対応できる見込みであるため、第8期令和3年度から5年度については、値下げをし、保険料基準月額を6,500円に改めたいものでございます。

なおこの案件につきましては、西伊豆町地域福祉検討協議会へ諮問し、妥当である旨の答申をいただいております。それでは2ページの新旧対照表と、お手元に配布しました別紙の議案第10号資料により改正箇所を説明いたします。

新旧対照表の改正案をご覧ください。第3条第1項で令和3年度から5年度の3か年分の保険料を、各号に記載する所得区分により定める額に改正したいものです。第2項ではそのうちの前項第1号に掲げる者については、軽減特例において各年度における額は2万3,400円に改正したいものです。

2ページから3ページにかけてになりますが、同じく第3項では、第1項第2号に掲げる者については3万9,000円に、第4項では、第1項第3号に掲げる者については5万4,600円に改正したいものです。

議案第10号の資料をご覧ください。新旧対照表の改正案第3条第1項第1号で介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者というのは、資料の所得段階第1段階の方を指し、年

間保険料が3万9,000円から2万3,400円に、第2号に掲げる者というのは第2段階の方を指し、年間保険料が5万8,500円から3万9,000円に、第3号に掲げる者というのは第3段階の方を指し、年間保険料が5万8,500円から5万4,600円に、以後新旧対照表の4号から9号が資料の第4段階から第9段階に対応します。

第5段階が基準額で年額で6,000円の減の7万8,000円。月額で500円減の6,500円に改正したいものです。

なお、資料の対象者欄に例えば第1段階は(521人)14パーセントと記載してありますが、欄外の合計3,716人の第1号被保険者に対する各段階ごとの人数と占める割合となっております。

段階は所得により9段階に分かれており、基準額に対し、0.5から1.7の割合で増減をします。第1段階から第3段階までは、軽減特例として3年度から5年度の3か年は基準額に対する割合を。第1段階が0.50から0.30、第2段階が0.75から0.50、第3段階は0.75から0.70に減少したいものです。

議案10号の1ページをご覧ください。なお、附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行します。経過措置としまして、改正後の西伊豆町介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

以上で説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(山本智之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番(堤和夫君) 介護保険が下がるということはいいことなんですけども、この3年間はまたこのこの金額でいくことになると思うんですが、コロナの状態、今回ステイホームというようなことで、コロナで怖いから病院に行かないというようなこともあったわけですけども、そのへんはどういうふうに考えたのか。介護保険というのはプライマリーバランスでやっているわけですから、もうこの金額3年間でいくと、コロナがなくなったらお医者さんに行く人がまた多くなって、また医療費がかさんだよというようなことでは困るわけですよ。だからそのへんはどのようにみたのかお伺いします。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳） コロナの関係も事業所等には聞きまして現状等を確認したところ、入所についてはほとんど関係ありません。通所デイサービスにつきましては4月当初若干休みがちな部分もありましたけども、その後は通常どおり動いているということをお聞きしております。あとは、一番大きいのは介護認定人数の減、ここの部分が一番大きく、この金額にはひびいているものと思っておりますもので、コロナによって介護利用者が減ったということはあまり関係がなかろうかと思っております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（山本智之君） これより、本案を採決します。

議案第10号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第9、議案第11号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） 議案第11号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,662万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億8,000万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは、議案第11号 について説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものになりますが、歳入におきましては、新型コロナの影響によるものでは事業の中止や、縮小されたことによる補助金等の減額、それから町税の減額。感染予防や景気対策のための国県交付金の増額などです。そのほかのものにつきましては、事業精査に伴う補助金等の増減のほか、地方交付税の増額、ふるさと応援基金の増額などです。

歳出におきましては、新型コロナの影響や、事務事業の精算に伴う増減、また文教施設整

備の見直しに伴う減額。基金積立金の増額などが主なものとなっております。

2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読をいたします。

まず歳入です。

1 款町税、2,950万円の減、8億2,058万8,000円。1 項町民税、0、2億6,220万1,000円。
2 項固定資産税、1,300万円の減、4億6,113万4,000円。6 項入湯税、1,650万円の減、1,750万1,000円。

2 款地方譲与税、140万円、3,630万円。1 項地方揮発油譲与税、130万円の減、670万円。

3 項森林環境贈与税、270万円、1,070万円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金ともに、60万円の減、60万円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金ともに80万円、320万円。

8 款環境性能割交付金、1 項環境割交付金ともに、470万円の減、330万円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金ともに、249万6,000円、469万6,000円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税ともに、2億1,296万8,000円、24億1,296万8,000円。

12 款分担金及び負担金、50万円の減、1,277万円。2 項負担金、50万円の減、948万2,000円。

13 款使用料及び手数料、95万4,000円の減、4,214万6,000円。1 項使用料、95万4,000円の減、1,994万9,000円。

14 款国庫支出金、7,780万4,000円、17億7,923万2,000円。1 項国庫負担金、348万2,000円の減、1億6,708万9,000円。2 項国庫補助金、8,206万6,000円、16億1,031万2,000円。3 項国庫委託金、78万円の減、183万1,000円。

15 款県支出金、306万9,000円、4億万288万8,000円。3 ページをお願いいたします。1 項県負担金、131万円の減、1億3,106万1,000円。2 項県補助金、402万5,000円、2億4,867万6,000円。3 項県委託金、35万4,000円、2,315万1,000円。

16 款財産収入、365万7,000円、1,885万4,000円。1 項財産運用収入、510万1,000円、1,754万7,000円。2 項財産売払収入、144万4,000円の減、130万7,000円。

17 款寄附金、1 項寄附金ともに、5,280万円、16億5,293万3,000円。

18 款繰入金、1 項繰入金ともに、1億6,443万5,000円の減、18億9,106万4,000円。

20 款諸収入、2,688万3,000円の減、1億5,678万2,000円。2 項預金利子、19万7,000円の減、

36万円。3項貸付金元利収入、2,000万円の減、399万4,000円。4項受託事業収入、167万円の減、180万円。5項雑入、501万6,000円の減、1億4,912万6,000円。

21款町債、1項町債ともに、1,080万円の減、2億6,400万円。

歳入合計に1億1,662万2,000円を追加し、98億9,000万円としたいものでございます。

4ページをお願いいたします。続いて歳出になります。

1款議会費、1項議会費ともに、129万3,000円の減、6,019万6,000円。

2款総務費、4,896万4,000円の減、14億9,522万3,000円。1項総務管理費、4,622万円の減、13億3,042万円。2項徴税費、7万2,000円の減、7,692万7,000円。3項戸籍住民基本台帳費、44万1,000円の減、7,660万7,000円。4項選挙費、203万1,000円の減、364万5,000円。6項監査委員費、20万円の減、69万3,000円。

3款民生費、5,115万8,000円の減、9億6,981万4,000円。1項社会福祉費、4,074万1,000円の減、5億7,994万9,000円。2項老人福祉費、36万1,000円の減、3,893万8,000円。3項児童福祉費、250万6,000円の減、8,410万6,000円。4項障害福祉費、755万円の減、2億6,682万1,000円。

4款衛生費、2,248万2,000円の減、5億9,884万3,000円。1項保健衛生費、738万3,000円の減、1億9,734万8,000円。2項環境衛生費、495万4,000円の減、1,841万3,000円。3項清掃費、959万5,000円の減、3億7,060万3,000円。4項町営斎場管理費、55万円の減、1,247万9,000円。

5款農林水産業費、4,992万4,000円の減、2億7,273万8,000円。1項農業費、200万円の減、4,241万6,000円。2項林業費、32万4,000円の減、1億535万7,000円。3項水産業費、4,760万円の減、1億2,234万5,000円。

6款商工費、1項商工費ともに、1億4,228万1,000円、21億7,007万1,000円。

7款土木費、1,049万9,000円の減、4億9,599万3,000円。1項土木管理費、72万5,000円の減、9,124万6,000円。5ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、488万5,000円の減、3億4,498万8,000円。3項河川費、175万5,000円の減、5,683万7,000円。4項港湾費15万9,000円の減、11万1,000円。6項建築物地震対策推進事業費、297万5,000円の減、222万9,000円。

8款消防費、1項消防費ともに、3,616万6,000円の減、4億3,971万9,000円。

9款教育費、1億5,302万1,000円の減、5億7,229万6,000円。1項教育総務費、1億2,868

万9,000円の減、1億7,918万2,000円。2項小学校費、252万1,000円の減、5,693万2,000円。3項中学校費、632万8,000円の減、3,894万6,000円。4項認定こども園費、780万9,000円の減、1億8,581万2,000円。5項社会教育費、241万2,000円の減、4,045万1,000円。6項保健体育費、526万2,000円の減、7,097万3,000円。

11款公債費、1項公債費ともに、183万9,000円の減、6億189万円。

12款諸支出金、2項基金費ともに、3億4,968万7,000円、20億7,411万5,000円。

歳出合計に1億1,662万2,000円を追加して、98億9,000万円としたいものでございます。

6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費（第12号）になります。

ここに記載してございます11事業、総額3億2,198万9,000円を繰越明許とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正につきましては、廃止されるものになりまして、西伊豆町立西伊豆小中一貫校（仮称）及び屋内運動場設計業務委託料は契約解除により廃止とするものでございます。

次に8ページをお願いします。

第4表地方債補正になりますが、限度額の補正額のあるところだけ説明をさせていただきます。過疎対策事業債は、最終決定は3月中になりますが、県との協議額に合わせて2,550万円を減額し、1億1,590万円としたいものでございます。

減収補てん債につきましては、新型コロナウイルスの影響により減少が生じると見込まれる特定の税法につきまして特例措置が設けられたことから、地方消費税交付金それと地方揮発油譲与税の減収想定額の1,470万円を追加するものでございます。

利子、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入ですけれども、こちらにつきましては、先ほど説明いたしました第1表と同様ですので、省略をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。こちら歳出です。

こちらにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましてはご覧のとおりでございます。

11ページをお願いいたします。

2歳入です。主なものにつきまして説明をさせていただきます。

1款の町税2項1目固定資産税現年度課税分につきましては、新型コロナによる徴収猶予の繰越も加味し、1,300万円の減といたしました。

その下の6項1目入湯税の現年課税分は宿泊客の減少による減額となります。

12ページをお願いいたします。

中段の10款1項1目地方交付税の普通地方交付税は額の確定による増額でございます。

13ページをお願いいたします。

14款2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金の地方創生臨時交付金につきましては、国の追加分による増額となります。

15ページをお願いいたします。

1番下の15款2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金の地域振興臨時交付金につきましては、新型コロナ対策に対する交付金となります。

17ページをお願いいたします。

1番上の17款1項5目1節ふるさと応援寄付金につきましては、すでに増額補正をさせていただいておりますけども、さらに5,000万円の増額を見込ませていただいております。

18款1項繰入金の1目1節財政調整基金繰入金につきましては、公共施設等総合管理費基金の積替えのため、3億円を増額しますが、地方創生臨時交付金へ財源振替や事業充当分が減ったことなどによりまして、トータルでは6,779万7,000円の減となっております。

18ページをお願いします。

20款3項1目貸付金元利収入の誘客多角化実証事業資金元金につきましては、観光庁の事業に応募したものが採択されなかったため、減額というものになります。

19ページをお願いいたします。

21款1項町債の1目土木債1節過疎対策事業債、2,550万円の減額につきましては、県協議による減額見込みによるものでございます

その下の4目減税補てん債につきましては、先ほど地方債補正のところでも説明をさせていただいておりますけども、新型コロナウイルスの影響によりまして、減収が生じると見込まれる6税目について特例で措置されるもので、交付税で75パーセント措置されるものでござ

ございます。今回は地方消費税交付金、地方揮発油譲与税について、最終協議を行っているところではありますが、不足額が生じてもよいというような県からの話がありましたので、最大限の額を見込んで計上をさせていただいております。

20ページをお願いいたします。

3款の歳出でございます。歳出につきましては、主なものを説明させていただきたいと思っております。

22ページをお願いします。

一番下の2款1項12目、地域開発費の1,333万6,000円の減につきましては、当初地域おこし協力隊を8名任用する予定でしたが、新型コロナの影響もあり、5名の任用となったことによるものでございます。

26ページをお願いします。

3款1項社会福祉費の5目介護保険事業特別会計操出金の27節操出金の介護給付費操出金3,016万1,000円の減につきましては、介護認定者の減により介護給付費の支給見込みが減となったためでございます。

28ページをお願いします。

下の4款1項2目予防費ですが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業につきましては、国からの情報が日々現在も変わってきておりますけども、すでに補正させていただいたものを、令和3年度へ先送りするものの減額。それと新たに必要になったものを増額とさせていただいております。また、次のページの1番上の13節使用料及び賃借料の施設借上料につきましては、全協でもご説明いただいておりますけども、新型コロナの集団感染があった施設従事者のためのホテル確保のため1,800万円を増額させていただいたものでございます。

33ページをお願いします。

6款1項商工費の2目商工業振興費18節負担金、補助及び交付金の、次のページになります。営業継続支援金の1億6,530万円につきましては、新型コロナ対策として、支援金拡充を図るものであります。

その下の20節貸付金の誘客多角化実証事業資金貸付金の2,000万円の減額につきましては、歳入でも説明をさせていただいたとおり、観光庁が公布した事業が不採択となったことによ

るものでございます。

その下の3目の観光費の12節委託料につきましても同様の理由でございます。

6目ふるさと振興費2,620万8,000円の増額につきましては、新型コロナの影響により減額もありましたが、寄付金の増額があったことから、報償費や役務費などが増となっております。

38ページをお願いします。

中段になります。9款1項5目文教施設整備費の1億2,176万円の減につきましては、文教施設整備計画が見直しになったことによる契約解除等に伴う減額によるものでございます。21節の補償、補填及び賠償金の契約解除に伴う賠償金16万円を増額、新たに増額させていただいております。

43ページをお願いします。12款2項1目基金積立金24節積立金のふるさと応援基金（元金積立）の5,000万円は寄付見込み額の増額によるものでございます。

その下の公共施設等総合管理基金（元金積立）の3億円につきましては、将来必要となる公共施設の維持管理費を積み立てるものでございます。

以上、説明とさせていただきます

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 18ページをお願いします。雑入の6節の雑入の一番下、伊豆半島ジオパーク派遣調整返還金というので、200万きてますけど、これはどういうことでしょうか。ご説明をお願いします。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） こちらの返還金についてですけれども、歳出の22ページをご覧ください。2款1項9目広域圏事業推進費の7節、伊豆半島ジオパーク推進協議会の報償金に対する返還金となります。伊豆半島の7市6町は職員1名を美しい伊豆創造センターまたは伊豆半島ジオパークに派遣をしており、現在美しい伊豆創造センターに8人、それから伊豆半島ジオパークに5名の職員が配属をされております。令和元年度に美しい伊豆創造センターが一般社団法人となりまして、その職員の通勤手当、それから勤勉手当、時間外手当及び共済組合負担金については、派遣法によりまして派遣先団体美しい伊豆創造センターが負担することになったわけですが、当町を含むジオパーク推進協議会への派遣職員については、それらの費用を派遣市町が全額負担していることから、一般社団法人派遣市町との均衡を図るために一般社団法人派遣職員の平均額を基準として調整をし、返金がされているものでございます。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 3点ほどお願いします。まず1点は、11ページ、ここに入湯税の件が出てるんですけども、実績によって減額になるものだと思うんですけども、例えば、この入湯税の減額だけでは正確に推測はできることではないでしょうけども、これによって観光の入込客数等々の推計とこういったもので、どういうふうに予測しているものなのか。それがわかれば教えていただきたいというのが1点。

それから24ページ。ここに移住定住の支援事業、これも減額とその下に定住世帯の転入世帯定住促進、これも減額できています。これについて説明をいただきたい。この移住・就業支援の交付というのは、これはちょっとインターネットでマッチングサイト、そういったものでいろいろやるというふうなことなんですけども、これは対象がすごく少なかったのかと

いうことから、次どういふふうな見直しを図っていくかということがあったらば、そういったことも教えていただきたいと思います。

それからもう1点、29ページ。ここに、がん検診諸々のマイナスになっております。コロナ禍で検診が非常に少なかったというふうなことだろうと思いますけども、いくらコロナ禍とはいえ、このへんのところの対策等々は、どういふふうにしてきたのかというふうなことを、あったらお願いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 11ページの入湯税と24ページの移住定住、また転入の件につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

がん検診のほうにつきましては、これは町で行っているものではございますけれども、医師会さんのほうにお願いをしている事業でございます。当初このコロナ禍の中で、なかなか密にすることはできないので、医師会のほうでもやらないという判断があったわけでございますけども、やはり町民の健康を守るためには、どうしてもやったほうがいいということで、賀茂郡管内の市町が医師会さん、またはそういった団体に積極的にお願いをして、このがん検診が実現したということでございますので、山田議員がおっしゃるように、コロナ禍だから少ないというふうにおっしゃいますけども、市町が取り組んだおかげでこの事業はできたというふうに捉えて頂きたいと思っております。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 11ページ入湯税の件でございますけども、町のほうでは、県に報告をしている観光交流客数の数値がございます。その中で宿泊者数というのは、大手ホテル6施設、それからやまびこ荘、宇久須キャンプ場、牧場の家の宿泊者数を合計した数値として出しておりますけれども、最新の数値を見ますと、12月分までしか出ていないんですが、宿泊者数は12月分までで、令和元年度が18万6,920人。令和2年度については、10万1,619人で、対前年比が54.4パーセントとなっております。

こちらの入湯税、今回、当初予算が3,400万、それから今回補正をしまして1,750万1,000円ということになりますので、これを割り返すと51.5パーセントになりますので、それらから考えますと、昨年度から比較すれば約半分ぐらいの宿泊者数になっているのかなということ

を想定しております。

それから24ページの移住・就業支援事業費補助金260万円を減額させていただきますが、この制度につきましては、西伊豆町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るということを目的とし、東京圏から西伊豆町に移住して就業または起業した人に対し、移住・就業支援金を交付するもので、県が制定いたしました移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領に沿って町のほうで制定しているものでございます。

内容については、移住・就業支援金、単身で移住の場合は60万円、2人以上の世帯で移住した場合は100万円が支給されるというものでございます。ただ、移住後の就業先が静岡県、または他の都道府県が開設するインターネットサイトに求人情報を掲載した法人に限られるということがございまして、現在西伊豆町内にはそのような法人がないため、令和2年度の申請はありませんでした。このために、今回当初予算に計上しました260万円を減額させてもらうものでございます。

それから、転入世帯移住促進補助金でございますけども、こちらの制度につきましては、町外から転入し、町内の賃貸住宅に入居しようとする若者世帯に対して月額1万円の補助金を支給し、人口の増加と地域活性化を図ろうというものでございます。対象となるのは転入した日において夫婦であって且つ当該夫婦のいずれかが満40歳未満である世帯としておりますけども、令和2年度につきましては、申請が1件しかございませんでした。このために令和3年度からは、18歳未満の子を有するひとり親世帯も対象としていくことで対象者が増えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） その県が最初のほうの就業支援のほうで、インターネットのサイトで求人情報を掲載した法人に限るというふうなことで言うと、ほとんどこの西伊豆町に対象の法人がないということになりますと、この制度自体がほとんど有名無実化していると思うんですけども、そのへんに対してはどうなんですか。次にやっても、またこれ対象者が出てこないということになると思うんですけども。

それと家賃のほうですね、転入世帯の定住促進のほう。これのPRのほうはどんなふうにご考えていますか。それだけ、お願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 後段につきましては、担当課長から答弁をさせますが、前段の部分につきましては、たしか昨年の予算審議されている時にお答えをしているかと思えますけども、これは県の制度で行っているものでございまして、仮に確か3年か5年しほりがあるんですけども、途中でお帰りになった場合は、お金を返還しなければなりません。

ですから、町としてはあまり乗り気ではないというようなことは言わせていただいたかと思えますけども、単身で来られた場合、仮に60万いただいて、1年でその方が帰りましたという状況になった場合に、県は西伊豆町に対して40何万円の返却をしてくれということをやります。私達は、なぜそれを出さなければいけないかということになるわけですけども、県からすると県は西伊豆町にお金を出して、西伊豆町がその方にお金を出したんだから、あなた方はその個人からお金をもらってくださいというような変な制度なんです。

ですから、そういったもののリスクもありますので、なかなかこの制度については使い勝手が悪いと当初から言わせていただいたかと思えますので、できれば県のほうで制度変更していただけると真にありがたいなというふうには思います。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 転入世帯促進事業の補助金でございますけども、ホームページ等でPR等もしております。それから移住相談フェア、今年については、ウェブ会議というのがかなり多くやったんですけども、それらあたりでもこういった制度がございますということをお話をさせていただいているところでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 2点お願いします。まず14ページ、1番上の4目の農林水産業費国庫補助金のこのところの1節のところでございます。漁協施設整備費補助金が今回2,114万1,000円という形で、海岸保全施設整備事業補助金が削減、減らされているんですけど、それに対して当局のほうで、もし説明いただければと思います。

もう一つ、もう1点ついでですから15ページ、4目の農林水産業費県補助金のこのところで、3節の漁港施設整備費補助金のところがございます。ここでも、今回津波・高潮危機管理対策事業補助金が1,691万3,000円減。水産物供給基盤機能保全事業補助金1,100飛んで6万

円が減となっておりますが、その何か理由があったら教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） こちらのほうは国のほうも、県のほうも両方とも一番最初町が当初予算で計画をした事業費に見合う補助金を、県のほうでそれだけ予算措置をしてくれなかったもので、その分事業費、町のほうで工事発注の金額を県の補助対象分に合わせて発注したもので、当初予算に比べて、その分実際に補助金が少なくなったもので、その分を今回減額をしたものでございます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 15ページのほうも、今と同じ理由で県のほうが、その分補助を町が当初予算で考えていたほどつけてくれなかったもので、減額ということになります。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今の関連ですけど、逆に言いますと33ページ、ここで今の漁港建設の事業費、これ工事請負費4,700万円は減額にしていますけども、この津波防災ステーションと田子の地頭田ですね、これの内訳がちょっとわからないんですが、同じように約4,900万ですか、令和3年度の予算に上げているんですよね。今の説明でいくと、今年度国がつけなかった。来年度というのはつける可能性というのはあるんですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 来年度もつけてくれますけど、町が望んだ分、満額つけるかどうか、それがちょっと微妙のところがございます。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） そうしますとこの33ページのまず4,700万円の内訳をちょっと教えていただいて、津波防災ステーションというのは今までも年度でね、余った分をどうするのかなんとかありましたけども、この地頭田のほうというのはどういう、そうしたら工事計画を今されているんでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まず内訳ですが、津波防災ステーション工事が3,700万円の減

額です。それと田子漁港の地頭田物揚げ場のほうが1,000万円の減額となります。それで津波防災ステーションのほうは、このままの補助金額でいきますと、令和6年度で完成するんじゃないかと考えております。それで地頭田のほうは、令和3年度で完成する計画でいます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） これ補助金の関係ですけれども、そもそも津波防災ステーションというのは令和6年までかかる予定でしたか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 私の記憶が正しければ平成27年ぐらいに完了するというので当初計画は進んでいたというふうには私は理解しておりますけれども、議員もご承知のとおり補助金の割合が決っておりますので、つかなかった分については、翌年繰越、翌年繰越をずっと続けてきております。つい数年前までは令和3年中には終わるんだらうということで報告を受けていたんですけれども、なにぶん国、県の予算がつかない限りこの事業をどんどん進めますと、町の単費が消化されているだけでございますので、国、県の補助金に合わせて工事を進めている理由から、今課長が答弁をさせていただいたように、令和6年まで工事が延びていってしまうというようなことでございますので、最短でやれということであれば、財調を崩して一気にやるということになりますけれども、そこはなかなか難しいので、たいへん申し訳ないんですけれども、工期が延びているというご理解をいただければと思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） まず13ページの今度は増えたほうをお聞きしますけれども、国庫支出金の総務費国庫補助金の中で地方創生臨時交付金、これはどういうことを申請してこうして増えたのかというのが第1点です。同じ県のほうにもありますけれども、15ページ、総務管理費補助金の中に地域振興臨時交付金5,500ですね、5,250。520万、5,200だね、これは何を見込んでいるのかというのは。

それと3点目に、午前中にも質疑ありました29ページの予防費の中での施設借上料、専決処分プラス1,800万ということですね。これは何をどのようにして施設を借り上げるのかというのをもう少し具体的に説明してください。

以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 29ページの件につきましては担当のほうから答弁をさせます。13ページ地方創生の関係でございますけども、町のほうでは臨時給付金1次、2次、随時国からいただけるという状況を察知した上で対策を講じてまいりました。この3次につきましても、閣議決定をされたという情報がございましたので、直ちに皆さまにもお知らせをした上でこういうものに利用させていただきたいということで協議をさせていただいたものでございます。一時的には今、約500事業所さんに10万円の給付ということで申請を受付けておりますけども、発表どおりでいきますと、総額で30万円がいく。要は20万円分が足りませんのでそれをこの金額で上乗せをするということで、全協でもお諮りをさせていただいたかと思えます。

そうこうしているうちにですね、川勝知事が市町の頑張り次第によっては2分の1を県が持ちますということをおっしゃっていただきましたので、それが5,000万の該当にさせようということでございます。要は町が出さなければ県が出してくれないので、町が出すという判断をして、この5,000万円を見込んでいます。やらない市町にはこの県からのお金は来ないというものでございますので、少しでもいろんな国、県の財源をひっぱりするために、町のほうで画策をさせていただいているのがこの5,000万円でございます。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 地方創生臨時交付金、それから地域振興臨時交付金につきましては、昨日の一般質問で芹澤議員のほうの資料として、A3の縦の紙を配らせていただいております。その中で国の臨時交付金の第3次プラス補正というところの1億4,195万5,000円。それから県支出金の地域振興の5,205万4,000円。これがですね、事業内容でございますので、こちらのほうをご確認いただければと思います。

以上です。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 施設につきましては、今回2施設を2月いっぱい借上げるような格好で行っております。内容につきましては、しおさい、老人保健施設の職員が町内者が33名勤務しています。全体で62名の勤務となってまして、片方の施設が38部屋は使います。もう一つの施設が18部屋ということで、マックスの状態を想定して、2つの施設を借りるようなことになっております。

あとですね、その途中から2月の3日から2月の16日まで静岡県の老人保健施設協会、ここから応援の職員も7名で述べ33日来る予定とか。あとはDMAT（ディーマツト※災害派遣医療チーム）のほうで医師が2人入ったりとかもしてまして、そこの老健施設の従業員以外にも応援職員も入っていますもので、余裕をもってこのような状況の専決処分プラス今回の1,800万という格好の補正予算を取らせてもらいたいということです。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今の答弁の中で、応援に来ていただける方の、そういった宿泊費も全部西伊豆でもたなきゃならないんですか。国のほうでは持たないんですか、こういうのは。DMATもそうですけど。このへんはどういうふうに考えているんですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 老健施設の職員につきましては、県のほうで助成金が出ますもので、一度老健施設から町へと払ってその分の領収書で県へとほうへと申請して老健施設からはお金が出ないような格好になっております。あとDMATにつきましては言い方おかしいかもしれませんが、ボランティアでお手伝いに来ている先生達のように、ですので宿泊施設は、今回の施設を利用させてもらっているような状態となっております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 14ページ、ここの林業振興費の補助金、国庫補助金が森林整備地域活動支援事業補助金これが約350万円減ってまして、次のページ、15ページの県のほうの同じく森林整備地域活動支援事業補助金、これが300約50万増えているんですよね。これ何かルールの変更とかそういうのがあったんでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） このへんが国庫補助金となっておりますけど、いったん国から県へ行って町にくるもので、これを国庫補助金と言ってましたけど県から県の支給分と国の支給分とまとめて県から来るもので、今回直させてもらって、県費のほうを増というふうにいたしました。

○議長（山本智之君） ほかに、ございますか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 11ページの固定資産税この1,300万は何で減額になったのか。それで12ページの環境性能割交付金、これはどういう種類というか、どういうものなのか。何で470万減額になったのか。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。固定資産税のまず減額のところの説明になりますけれども、今回当初予算にまず現状比較しますと、当初の予算よりも基本的には増額というふうに見込まれるんですが、ただ、今年度はコロナによる徴収猶予これがございまして、納税の期間を要は1年間延ばすという制度ですけども、それに手を挙げている方々がいらっしゃいます。それらが今年度収納の見込がないことからその分を減らしてトータルで今回1,300万という内容でございます。

ですので、今回徴収猶予の分というのが、これはあくまでも見込みなんですけども、2,800万円ほど、いわゆる来年度に入るだろうというところで見込んでおります。増分と徴収猶予の減分、相殺しまして1,300万円を今回計上させていただいております。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 環境性能割交付金の関係ですけども、こちら12ページですか。まず環境性能割交付金につきましては、燃費のいい車ほど税額が軽減されるというものでございます。今回減額につきましては、こちらは県のほうから最終的な金額の提示がございまして、それに合わせて減額ということになります。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） まず38ページの先ほど説明がありましたけども、文教等整備に係る調査、設計業務の減額なんですけど、具体的にはどういう事項を今回減額されたのかというのが第1点です。それで第2点目は、ちょっと小さくなってるんですけど、27ページの児童福祉総務費の中の児童公園遊具等修繕費で47万8,000円を盛ってありますけども、これは具体的にどこなのか教えていただきたい。これいつも等って書いてあるで、児童公園遊具等と書いてあるから、遊具の他に何かあるのかどうか。それを聞かせてください。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） では先に27ページの児童福祉総務費の児童公園遊具等修繕費

の関係でございますが、大浜の児童公園の関係の外周を回しているフェンスがあるんですけども、そのフェンスが塩害によりフェンスとフェンスを繋いでいる箇所が塩害で腐っているような格好になっています。その部分の取替を大浜区からの要望がありまして現地を確認し、その分の修繕費としてこの金額を計上させてもらいました。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは38ページの文教施設の関係で委託料の文教施設関係の調査・設計業務の減額の内訳なんですけど、実際に精査した中で、実績見込み額が、実際に契約を解除した部分があります。そちらの内訳としまして1つ目が西伊豆町文教施設整備事業造成設計業務委託、こちらにつきましては2,200万円の減額。西伊豆町文教施設等整備地盤変動影響調査業務につきましては、こちらが181万5,000円の減額。認定こども園建設予定地に係る農業振興地域除外申請付図作成業務委託につきましては、269万5,000円の減額ということで、合わせて2,651万円が契約解除に伴う減額になります。

その下の文教施設等整備事業に係る施設設計・監理業務委託の関係の、6,330万円の減額の内訳ですけど、こちらにつきましては小中学一貫校の、小中一貫校及び屋内運動場設計業務委託ですね、こちらの2ヶ年の債務負担行為させていただいたんですが、その分が約5,660万の減額が、主な内訳になっております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 23ページのまちづくり推進費のところなんですけど、そのこの補助金、交付金のところなんですけど、田子の櫓こぎ会補助金の10万円というのが、全額減額になっているんですけど、これはなんで減額になっているんだろう。それとあと41ページの田子の公民館のガラス工事、42万9,000円減額。この理由は。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 田子の櫓こぎの会の減額10万円でございますけども、通常ですと夏中心として櫓こぎの指導とかをやっている経費として計上してございますが、今年度につきましては、新型コロナの影響で活動ができませんでしたので、満額10万円を減額させていただくものでございます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 41ページの田子公民館費の田子公民館のガラスの飛散防止の減額の理由ですが、こちらの業者からの見積もり徴収の結果、工事の精算ということで、こちら減額となっております。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 櫓こぎの会は夏だけのために補助していたってということ。これ年間通して10万円てことじゃないの。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 事業的には年間を通してでございますけども、以前は田子小学校のプールに船を浮かべて、水泳が始まる前に櫓こぎの指導をしたりというようなことをしておったわけでございますけども、今子供の数も減ったり櫓こぎを指導するお年寄りの方も高齢になってなかなか続かないということで、今プールでの指導はしていないのが現状でございます。ただその中で、今までは地域おこし協力隊の福井がやっていたんですけども、今地域おこし協力隊を離れて普通の仕事についているということから、なかなか平日などの活動は難しいところもありますし、また新型コロナの関係で外からお客さんが来て、櫓こぎを体験をするとか、小学校、中学校のふるさとの学びをするという授業に関しても、ほぼやられていないということがありましたので、そもそもが、その櫓こぎの会の活動自体がですね、今年は開店休業状態だったということで、システムもありませんし活動もしてないので、今年に関しては補助金を出していないというもので、活動自体はまた来年も続けていただけるものと思っております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 確認ですけどね、さっき課長から地域活動支援金事業のルールを聞いたんですけども、これ来年度の予算これを見ると、相変わらず国が半分、県が4分の1というふうな予算措置になっていますよね。ということは、さっきのルールというのはいつ変えて予算に反映できなかったのか。それとも、予算の時に聞いてもいいですけど、予算はどっちみち今のようにいったん県に来るんで国のほうは削って県のほうを積み増しするのか。

このへんいかがですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そのへんは、令和2年度の当初予算を作成する時に本来でしたらそのへんを直しておけばよかったわけですが、そのへんが今回この補正でやりましたもので、令和3年の時に、本来だったら直せばよかったんですけど、直すのに間に合わなかったんで、次の年から申し訳ございません。直すような形にさせてください。

○議長（山本智之君） よろしいですか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） ちょっとはつきりしなかったけど、令和3年はそういう直す暇なく作っちゃったんで、従来どおりの国庫と県というふうに補助金を分けてありますよと。でも、本来はこの補正予算のように、いったん国庫が国庫から県に入るんで、県からの補助金という格好になりますよという理解でいいですよ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。高橋議員のご指摘のとおり当初予算はだいたい1月の前半に締め切って印刷をかけてまいります。この3月の一般会計の12号補正は最終締め切りが2月の8日でしたので、そこまで修正がかけられたということで当初予算には間に合わなかったんで、令和3年はそのまま載っているというご理解いただければと思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 26ページなんですけど。この社会福祉総務費のところ、この民生委員・児童委員協議会委託というところで100万円減額になっているんですけど、これはどうしてでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 新型コロナの関係の影響等ありまして、定例会が5回中止になっております。あとはその委員さんとかの出張も中止になっていますので、その分の減額となっております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第11号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第10、議案第12号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第12号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ630万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,140万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、議案第12号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容は、歳入につきましては、県補助金において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から保健指導事業が中止となったことによる、特別調整交付金等の減額、また、当初予算編成上、基金から見込んでいた繰入金を取り止め、前年度繰越金を全額計上したいものです。

歳出につきましても、特定健康診査等事業費において、新型コロナウイルス感染症防止拡大の観点から特定健診の実施日数が減り、予約制となったこと、及び補助事業として行う予定の保健指導事業が中止となったこと等による不用額を減額したいものです。

2 ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

5 款県支出金、282万3,000円の減。9億4,044万円。1 項県補助金、282万3,000円の減、9億4,043万9,000円。

7 款繰入金、2,472万6,000円の減、1億735万1,000円。1 項他会計繰入金、50万7,000円、1億176万1,000円。2 項基金繰入金、2,523万3,000円の減、559万円。

8 款繰越金、1 項繰越金ともに、2,054万9,000円、2,589万円。

9 款諸収入、70万円、691万6,000円。1 項延滞金、加算金及び過料、70万円、100万4,000円。

歳入合計から630万円を減額し、12億4,140万円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳出です。

補正額が0円の款項については、財源更正のみとなっております。

1 款総務費、52万3,000円の減、2,751万5,000円。1 項総務管理費、26万円の減、2,461万8,000円。2 項徴税費、10万円の減、247万円。3 項運営協議会費、16万3,000円の減、9万7,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、0円、2億5,399万8,000円。1 項医療給付費分、0円、1億7,517万7,000円。2 項後期高齢者支援金等分、0円、5,889万6,000円。3 項介護納付金分、0円、1,992万5,000円。

5 款保健事業費、577万7,000円の減、1,521万8,000円。1 項特定健康診査等事業費、497万7,000円の減、917万9,000円。2 項保健事業費、80万円の減、603万9,000円。

8 款諸支出金、0円、1,347万円。1 項償還金及び還付加算金、0円、1,297万円。

歳出合計から630万円を減額し、12億4,140万円としたいものです。

4 ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。

2 ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても、3 ページの第1表と同様です。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

5 ページをお願いします。

歳入です。主なもののみ説明いたします。

5 款1 項1 目保険給付費等交付金、282万3,000円の減、保健指導等、業務委託の中止や特定検診の予約制に伴う受診者減少による特別調整交付金等の減額によるものです。

7 款1 項1 目一般会計繰入金、50万7,000円は事業実績見込みによるものです。

7 款2 項1 目国民健康保険事業基金2,523万3,000円の減、当初基金からの繰入を見込んでいましたが、前年度繰越金で収支が賸えるため減額をするものです。

8 款1 項1 目その他繰越金、2,054万9,000円、前年度繰越金を全額計上します。

6 ページをお願いします。

歳出です。主なもののみ説明いたします。

1 款3 項1 目運営協議会費、16万3,000円の減、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、運営協議会の案件を书面審査により決議したことに伴う減額です。

3 款1 項1 目一般被保険者医療給付費分納付金から7 ページの3 款3 項1 目介護納付金分ま

では財源更正となっております。

5款1項1目特定健康診査等事業費497万7,000円の減。主な要因としますと、12節委託料において新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、保健指導事業の業務委託が中止となったこと及び今年度システム改修を実施する予定でしたが、不用となったことに伴う減額となります。

5款2項2目疾病予防費、70万円の減。主な要因とすると18節負担金、補助及び交付金において、がん検診受診費助成事業において、新型コロナウイルス感染症対策の観点から予約制となり、受診者が減少したことにより、減額をしたいものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 5ページのその他繰越金なんですけど、一般被保険者繰越金というんですけど、これちょっとわかりにくいんですけど、保険者が滞納した分ということになるんですかね。1号保険者が滞納した分が入ってきて、延滞になる滞納した分が入ってきて、今、繰越してくるってこと、前年度の。

○議長（白石洋巳君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 国保会計はこういう言い方をしてるんですけども、通常の前年度の歳入引く歳出の残った分が、その残った分の繰越金という格好でここに計上されておりますもので、通常繰越金と同じだと考えてもらえればけっこうでございます。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ここに表現のしかたがね、一般保険者って書いてあるんですけど、ちょっと何かこれ誤解するというか、わかりにくいんですけど、そのへんが。ただ単に普通に前年度の繰越金、前年度繰越金でいいんじゃないですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） そちらへんがですね、国保会計の会計の作りを見ますとこう

いう表記になってますので、一般被保険者繰越金という表記にしてありますけども、そこらへんもう一度確認させてもらいまして、通常の繰越金という言い方で問題がないようでしたら、そこらへんは修正するような格好で考えたいと思いますけども、令和3年度分もこのような表記にはなってますもので、直すとしたら4年度分からになるとか思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第12号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時57分

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第11、議案第13号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第13号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,271万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億8,808万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、議案第13号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容は、歳入につきましては、保険給付費等の減に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を全額計上したいものです。

歳出につきましては、総務費において計画策定業務完了における不用額の減額、認定者数の減少に伴う主治医意見書作成料、認定調査委託料の減額、保険給付費においては、今年度の決算見込みの中で各サービスの見直しを行い、居宅介護費、施設介護費等において減額したいものです。また、前年度繰越金等を財源として基金積立金、及び国県支出金過年度分返

還金を増額したいものでございます。

2 ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

1 款保険料 1 項介護保険料ともに、400万円の減、2億万9,125万円。

3 款国庫支出金、3,697万2,000円の減、3億2,677万2,000円。1 項国庫負担金、2,437万7,000円の減、2億2,419万9,000円。2 項国庫補助金、1,259万5,000円の減、1億257万3,000円。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金ともに、7,412万5,000円の減、3億1,663万4,000円。

5 款県支出金、3,963万円の減、1億7,259万3,000円。1 項県負担金、3,825万6,000円の減、1億6,366万7,000円。2 項県補助金、137万4,000円の減、892万5,000円。

6 款繰入金、3,564万8,000円の減、2億272万9,000円。1 項一般会計繰入金、3,564万8,000円の減、2億272万8,000円。

7 款繰越金 1 項繰越金ともに、1億7,766万4,000円、1億7,776万5,000円。

歳入合計から1,271万1,000円を減額し、14億8,808万7,000円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳出です。

補正額が0円の款項については、財源更正のみとなっております。

1 款総務費、336万7,000円の減、3,194万7,000円。1 項総務管理費、128万2,000円の減、2,410万6,000円。2 項徴収費、15万円の減、108万6,000円。3 項介護認定審査会費、193万5,000円の減、675万5,000円。

2 款保険給付費、1億2,842万9,000円の減、12億5,772万6,000円。1 項介護サービス等諸費、1億844万8,000円の減、11億7,575万7,000円。2 項介護予防サービス等諸費、487万円の減、2,004万8,000円。3 項その他諸費、0円、101万2,000円。4 項高額介護サービス等費、0円、2,531万3,000円。5 項高額医療合算介護サービス等費、0円、568万4,000円。6 項特定入所者介護サービス等費、1,511万1,000円の減、2,991万2,000円。

5 款地域支援事業費、936万7,000円の減、5,915万1,000円。1 項介護予防・生活支援サービス事業費、643万7,000円の減、2,602万8,000円。2 項一般介護予防事業費、293万円の減、661万4,000円。3 項包括的支援事業・任意事業費、0円、2,639万8,000円。4 項その他諸費

0円、11万1,000円。

6款基金積立金1項基金積立金ともに、6,000万円、6,213万円。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金ともに、6,845万2,000円、7,432万6,000円。

歳出合計から1,271万1,000円を減額し、14億8,808万7,000円としたいものです。

4ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。

2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても、3ページの第1表と同様です。補正額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

5ページをお願いします。歳入です。主なもののみ説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、400万円の減。主な要因としては、特別徴収対象者の死亡や所得段階構成等及びコロナ減免によるものです。

3款1項1目介護給付費負担金2,437万7,000円の減から、6ページの6款1項2目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)までの間の補正額が減額の目については、歳出の保険給付費、1億2,842万9,000円の減額及び、地域支援事業費、936万7,000円の減額に伴い、変更内示等により負担金、交付金、繰入金を減額しています。

5ページをお願いします。

3款2項7目介護保険災害等臨時特例補助金、82万円。8目特別調整交付金、54万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等に掛かる保険料減免14人分として、国費により補填するものでございます。

7ページをお願いします。

6款1項5目2節事務費繰入金の336万7,000円の減は、高齢者保健福祉計画、介護事業計画作成業務が完了に伴い不用額の減額、認定調査数の減等に伴い、認定調査委託料、主治医意見書料が減額になったこと等によるものでございます。

7款1項1目繰越金1億7,766万4,000円、前年度繰越金を全額計上します。

8ページをお願いします。歳出です。主なもののみ説明いたします。

1款1項1目12節委託料、118万6,000円の減、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成業務完了に伴い、不用額の減額です。

1款3項1目介護認定審査会費、30万円の減、2目認定調査等費163万5,000円の減につい

ては、介護認定調査及び審査会件数等の減によるものです。2款の保険給付費につきましては、決算見込みにより各サービスの増減を行っております。傾向としますと、介護認定者数は年度当初と12月当初を比較しますと要支援で16人、要介護4、5で14人、合計で30人減少しています。また、施設入所者の方は、23人減少しております。認定者数の減に伴い、いずれのサービスも保険給付費が下がる傾向にあります。

11ページからの5款の地域支援事業におきましても、2款の保険給付費同様に事業対象者や、要支援者を対象にした通所系訪問系のサービス事業費も下がる傾向にあります。一般介護予防事業費については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、実施回数を減らした関係等で減額になっております。

8ページの2款1項1目居宅介護サービス給付費、5,459万8,000円の減。主な要因として、介護認定者数の減少に伴うものです。当初は月950件程度のサービス利用を見込んでいましたが、月810件程度に減少したことによるものです。

9ページをお願いします。5目の施設介護サービス給付費、3,434万8,000円の減。主な要因として、施設入所者の減少に伴うもので、当初は月170件程度見込んでいましたが、月135件程度に減少したことによるものです。

2款1項7目居宅介護福祉用具購入費、46万5,000円。当初年間40件程度見込んでいましたが、すでに40件を超えており、福祉用具購入についての相談も数件あり、給付も延び傾向にあるため、増額したいものです。

10ページをお願いします。2款3項1目、審査支払手数料から13ページの5款4項1目審査支払手数料にかけて、説明欄に財源更正と記載してあるものは、保険給付費等の減額に伴い、国県支出金、支払基金交付金が減額したこと、及び前年度繰越金を計上したため、財源更生を行ったことによるものでございます。

11ページをお願いします。

最下段の5款1項1目18節介護予防・生活支援サービス事業費(第1号訪問事業)負担金、300万円の減。主な要因としては、要支援認定者の減に伴うものですが、当初年間660件程度の利用を見込みましたが、対象者の減少等により、利用件数が560件程度になる見込みのためです。

14ページをお願いします。

6款1項1目介護給付費準備基金積立金、6,000万円、前年度繰越金の一部を基金に積立
てます。なお、今年度末の積立残高はおよそ1億7,360万円となる見込みです。

8款1項4目償還金、6,845万2,000円。主な要因としては、前年度の保険給付費等の額が
確定したことにより、国、県への返還金を計上したいものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 5ページお願いします。5ページで新しく今回来た、発生したわけ
ですけど、新型コロナウイルスの関係で補填されたという7目と8目ですね、介護保険災害等
臨時特例補助金とその下の特別調整交付金、これはどのように使用されたんでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） これは先ほど言いましたように、新型コロナの影響により、
収入等が減った方の減免の分です。どのように使用されたかと、国から歳入として入ってき
まして、これ自体は介護のほうの給付のほうへと充当するような格好のお金にはなってきま
す。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） いや、聞いているのは、全然なかったわけじゃない。今まで目が。そ
れでコロナが先ほどの説明だと新型コロナ関係で補填されたと。だから補填されたんだっ
たらなんかそのやっている事業なり何なりがあるわけじゃないですか。だから新型コロナでど
ういうものが発生して、どこに使われたか、そういう質問です。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 一応その介護保険料の減免した分を、国ほうから補填をされ
てますもので、一般財源で先ほど言いましたように介護給付費とかそこらへんの部分の事業
に充当をされるような格好になります。

○議長（山本智之君） よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 7ページの繰越金なんですけど、莫大な金が繰り越しているわけだけども、これで今年度はこれでもう終わりですか。まだ入ってくる見込みはあるわけですか。もうこれはそれとも、もし入ってきても来年度に繰り入れるってことですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これはどなたかの一般質問でもお答しているかと思いますが、この介護保険の金額を決めるのは、3年間ずつ更新をしていきます。今までは特に5期とか6期はそうなんですけども、始めの1年間で基金を積立てて、2年目はだいたいとんとんでいて、3年目は1年目に積立てた基金を取り崩して3年間の平均を取って金額を決め、その次は当然足りなくなってくるので、その右肩上がりに上がっていた数値を基礎に金額を決めていたと。

ただ、今期に限っては、皆さん健康にも留意していただきまして7,000円が8,500円とかということではなくて、6,500円に下げれる状況になりましたけども、当然団塊の世代の方たちがこの状態に入ってくるという問題も今後控えておりますので、芹澤議員が一般質問されたように、数値的に言えばこの基金を取り崩して次の8期を行うと、たぶん6,000円ぐらいの保険料でもいけるんじゃないかという試算は町でもしております。

ただ、ここで全部基金を1回全部使い切ってしまうと、今度の次の8期になった時にもう1回金額を上げなければいけないというようなことが出てきますので、10年ぐらい先を見据えて、金額を変更させなくてもいいようなレベルで6,500円に抑えさせていただいたということで、先ほど健康福祉課長のほうからも説明をさせていただいているかというふうに思っておりますけども、基金は見た目は今たくさんあるのは、その通りでございます。

もしかすると、決算をやった時にもうちょっと増えるという事も無きにしも非ずではございますが、今の現状のこの補正予算を組んで3月のいろいろなものを精査した中では、この金額が基金として残っているというものでございますから、次の期だけでなく、その次の期も考えて、町のほうとしては計画を今作っているというものでございます。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） まあ町長の言うことはわかるんですけど、私の言いたいことは、この1

億7,600万だったか、700万か。これでもう終わりなのかという。もう増えることはないのか。繰越金が。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから最終的に、5月の出納閉鎖を待たないとこの金額がもっと1億7,000万じゃなくて、1億8,000万になるのかというのはわかりません。ただ今の現状では、1億7,000万で基金の残高は終わるだろうという計算のもと、予算を立てているというものでございますので、そんなにびっくりした金額の誤差というものはないと思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 11ページのところで、この介護予防・生活支援サービスで300万円ほど減額になっておりまして、説明ですと660件見込んでいたのが100件ほど少なかったというふうな話だったんですけど、これってのは実際のところ介護予防に取り組んできて、要は、その介護認定の人もどんどん少なくなってきたよという話もありました。そういったことを踏まえていくと、そういった介護予防のいろいろな政策が効いてきている、功を奏しているのかというのか。あるいはコロナ禍であった影響も大きかったのかというところで言うと、どういうふうな判断をしていますか。そのへんどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） この第1号訪問事業というのは、要支援1、2の人と、あとは俗にいう介護認定されない事業対象者という人が使うサービスで、訪問事業ですのでヘルパーさんが自宅に伺って、いろいろお世話するような格好になりますけども、特にこれについてはコロナだから、ヘルパーさんが行かなかったということはないと思います。一番の大きな要因は、介護認定者が減少したという部分で、当初見込んでいた回数よりも利用回数が減って、こういう300万円の減というふうになったというのが、一番大きな理由だと思います。

あとは健幸づくり事業とかの効果が徐々に出てきているのかなというので、介護認定までいかない手前で止まっているのじゃなかろうかとも思うことができます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第13号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、
原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎議案14号から19号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（山本智之君） お諮りします。

日程第12、議案第14号 令和3年度西伊豆町一般会計予算。

日程第13 議案第15号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算。

日程第14、議案第16号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第15、議案第17号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算。

日程第16、議案第18号 令和3年度西伊豆町水道事業会計予算。

日程第17、議案第19号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計予算。

以上、6会計の予算について、会議規則第37号の規定により、一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（山本智之君） 意義なしと認めます。

よって、日程第12 議案第14号から日程第17 議案第19号までを一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。

議案14号から議案第19号は、会議規則第39条第2項の規定により、議案の朗読は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（山本智之君） 意義なしと認めます。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） ただいま上程されました議案第14号から議案第19号までの各会計予算につきましては、詳細は担当課長、局長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは、議案第14号をご説明させていただきます。連合審査ございますので、歳入歳出も款と金額を朗読させていただきます。予算書の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算、歳入でございます。

1 款町税、7億2,949万円。

2 款地方譲与税、3,727万円。

3 款利子割交付金、60万円。

4 款配当割交付金、280万円。

5 款株式等譲渡取得割交付金、360万円。

6 款法人事業税交付金、450万円。

7 款地方消費税交付金、1億8,600万円。

8 款環境性能割交付金、400万円。

9 款地方特例交付金、5,650万円。

10 款地方交付税、21億9,200万円。

11 款交通安全対策特別交付金、75万円。

12款分担金及び負担金、2,037万8,000円。

13款使用料及び手数料、4,151万5,000円。

14款国庫支出金、4億635万円。

15款県支出金、2億5,278万6,000円。

16款財産収入、1,400万3,000円。

17款寄付金、2億5,000円。

18款繰入金、9億6,527万円。

19款繰越金、1億円。

4ページをお願いします。

20款諸収入、1億4,698万3,000円。

21款町債、2億520万円。

歳入合計55億7,000万円。

次に5ページをお願いします。

歳出です。

1款議会費、6,489万8,000円。

2款総務費、7億5,285万6,000円。

3款民生費、9億9,104万7,000円。

4款衛生費、6億3,766万9,000円。

5款農林水産業費、2億3,116万8,000円。

6款商工費、6億1,756万1,000円。

6ページをお願いします。

7款土木費、2億772万7,000円。

8款消防費、3億9,360万6,000円。

9款教育費、6億7,569万5,000円。

10款災害復旧費、5,300万2,000円。

11款公債費、5億7,045万2,000円。

12諸支出金、3億6,731万9,000円。

13款予備費、700万円。

歳出合計55億7,000万円。

8ページをお願いします。

第2表地方債になります。起債の目的、限度額について朗読させていただきます。

過疎対策事業債、5,520万円。

臨時財政対策債、1億5,000万円。計2億520万円。

利子償還の方法は、記載のとおりでございます。

以上説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、142ページをお願いします。議案第15号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳入です。款、金額の順に読み上げます。

1款国民健康保険税、1億5,820万6,000円。

2款一部負担金、4,000円。

3款使用料及び手数料、3万円。

4款国庫支出金、1,000円。

5款県支出金、9億2,215万1,000円。

6款財産収入、18万7,000円。

7款繰入金、1億3,861万円。

8款繰越金、1,000円。

9款諸収入、1,081万円。

歳入合計12億3,000万円。

143ページの歳出になります。

1款総務費、2,722万5,000円。

2款保険給付費、9億844万3,000円。

3款国民健康保険事業費納付金、2億5,866万3,000円。

4款共同事業拠出金、1,000円。

5款保健事業費、1,974万1,000円。

6款基金積立金、68万8,000円。

7款公債費、1,000円。

8款諸支出金、1,282万円。

144ページになります。

9款予備費、241万8,000円。

歳出合計12億3,000万円です。。

170ページをお願いします。

続きまして議案第16号、令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1表歳入歳出予算、歳入です。

款、金額の順に読み上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1億814万2,000円。

2 款使用料及び手数料、4,000円。

3 款繰入金、1億9,571万8,000円。

4 款繰越金、1,000円。

5 款諸収入、33万5,000円。

歳入合計3億420万円。

171ページの歳出です。

1 款総務費、246万1,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、3億138万3,000円。

3 款諸支出金、33万1,000円。

4 款予備費2万5,000円。

歳出合計3億420万円。

180ページをお願いします。

続きまして、議案第17号令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。第1表歳入歳出予算、歳入です。款、金額の順に読み上げます。

1 款保険料、2億6,430万円。

2 款使用料及び手数料、1万円。

3 款国庫支出金、3億4,640万7,000円。

4 款支払基金交付金、3億6,014万5,000円。

5 款県支出金、1億9,770万7,000円。

6 款繰入金、2億1,812万7,000円。

7 款繰越金、1,000円。

8 款諸収入、30万3,000円。

歳入合計13億8,700万円。

181ページの歳出をお願いします。

1 款総務費、2,960万9,000円。

2 款保険給付費、12億9,423万4,000円。

3 款財政安定化基金拠出金、2,000円。

4 款相互財政安定化事業負担金、1,000円。

5 款地域支援事業費、6,125万7,000円。

6 款基金積立金、1,000円。

7 款公債費、1,000円。

8 款諸支出金、64万3,000円。

182ページをお願いします。

9 款予備費、125万2,000円。

歳出合計13億8,700万円。

以上です。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） それでは、議案第18号 令和3年度西伊豆町水道事業会計予算について説明させていただきます。予算書の213ページをお願いします。

令和3年度西伊豆町水道事業会計予算実施計画です。収益的収入及び支出の収入です。款のみ読み上げさせていただきます。

1 款水道事業収益、2億325万6,000円でございます。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出の支出です。

1 款水道事業費用、1億9,170万9,000円でございます。

次のページをお願いします。215ページです。資本的収入及び支出の収入です。こちらも款のみ読み上げます。

1 款資本的収入、366万2,000円でございます。

次のページをお願いします。資本的収入及び支出の支出です。

1 款資本的支出、7,482万1,000円でございます。

以上、水道事業会計の予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計予算につきまして説明させていただきます。

253ページをお願いします。

令和3年度西伊豆町温泉事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出の収入です。款のみ読み上げさせていただきます。

1款温泉事業収益、9,014万6,000円です。

次のページをお願いします。収益的収入及び支出の支出です。こちらも款のみ読み上げます。

1款温泉事業費用、8,796万5,000円です。

次のページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。

1款資本的収入、536万7,000円です。

次のページをお願いします。256ページ資本的収入及び支出の支出です。

1款資本的支出です。1,474万1,000円です。

以上、温泉会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時42分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

これより、質疑を行います。

詳細についての質疑は、予算審査会が明日予定されておりますので、大綱質疑といたします。最初に議案第14号 令和3年度西伊豆町一般会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山本智之君） 次に、議案第15号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山本智之君） 次に、議案第16号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山本智之君） 次に、議案第17号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山本智之君） 次に、議案第18号 令和3年度西伊豆町水道事業会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山本智之君） 次に、議案第19号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで予算の大綱質疑を終わります。

○議長（山本智之君） お諮りします。

議案14号から議案第19号までの6会計の審査については、会議規則第39条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号、令和3年度西伊豆町一般会計予算

議案第15号、令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算

議案第16号、令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号、令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算までの4会計については、第

1 常任委員会に、

議案第18号、令和3年度西伊豆町水道事業会計予算

議案第19号、令和3年度西伊豆町温泉事業会計予算の2会計については、第2 常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

◎休会の宣言

○議長（山本智之君） お諮りします。

委員会審査等のため、3月4日から3月11日までの8日間を、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から3月11日までの8日間を、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（山本智之君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分